

管 第400号
建 技 第564号
平成28年1月28日

一般社団法人 富山県建設業協会 会長 殿

富山県土木部長



「平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る
特例措置について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび国土交通省より別紙のとおり通知されたことに伴い、富山県土木部では下記のとおり運用することとしたので参考までに送付します。ついては、貴協会会員に対する周知について、ご配慮願います。

なお、富山県土木部では、平成28年2月1日から「平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）を適用することを念のため申し添えます。

記

1 特例措置の内容

2で対象とする工事の受注者は、「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を「新労務単価」に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 具体的な取扱い

- (1) 平成28年2月1日以降の契約である工事のうち、「旧労務単価」を適用して予定価格を積算しているものについては、次の式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

国地契第48号
国官技第293号
国営管第377号
国営計第85号
国港総第384号
国港技第72号
国空予管第444号
国空安保第656号
国空交企第565号
国北予第29号
平成28年1月20日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	港湾空港部長	殿
	営繕部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿

国土交通省

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局安全部空港安全・保安対策課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

- (2) 平成 28 年 1 月 31 日以前に契約を締結した工事のうち、2 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」(平成 26 年 1 月 30 日付け国地契第 57 号、国官技第 253 号、国営管第 393 号、国営計第 107 号、国港総第 471 号、国港技第 97 号、国空予管第 491 号、国空安保第 711 号、国空交企第 523 号、国北予第 36 号)の記 1. (1) 及び 2. から 8. まで (4. (3) を除く。)の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。